

令和2年7月豪雨被災者支援のしおり(第12版)からの主な変更点

■追加・修正等があった項目■

- 5 被災者生活再建支援金の支給
- 7 リバースモーゲージ利子助成（住まい再建支援策）
- 8 自宅再建利子助成（住まい再建支援策）
- 9 民間賃貸住宅入居助成（住まい再建支援策）
- 10 公営住宅入居助成（住まい再建支援策）
- 11 転居費用助成（住まい再建支援策）
- 13 災害復興住宅融資
- 19 後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の還付
- 20 各種証明書の交付手数料の免除
- 22 「国の教育ローン」の災害特例措置
- 23 被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）の復旧支援
- 24 地域コミュニティ施設等の再建支援
- 26 こころの健康相談

○被災者生活再建支援金の支給

加算支援金の申請期限

（変更前）令和7年8月3日

（変更後）令和8年8月3日

○住まい再建支援策の申請期限の修正（7、8、9、10、11）

（変更前）再建先の住宅に入居した日から6か月

（変更後）令和8年7月4日（土）

※公共事業の影響により住まいの再建ができない世帯は除きます。

○災害復興住宅融資

①受付期間

（変更前）令和7年8月31日まで

（変更後）令和8年8月31日まで

②【災害復興住宅融資の概要】

（変更前）令和7年3月1日

（変更後）令和7年8月1日

○後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の還付

①前文

（変更前）一部負担金の免除措置（令和３年１２月３１日に終了）と、
支払い済みの一部負担金の還付について記載

（変更後）支払い済みの一部負担金の還付について記載
終了した免除措置については、なお書きのみ

②還付の対象となる医療費に追加

※還付の申請期限は、被保険者が一部負担金を医療機関に支払った日の翌日から起算して１０年です。

③お手続きに必要なもの

（変更前）保険証

（変更後）マイナ保険証または資格確認書

○各種証明書の交付手数料の免除 証明書の種類

（変更前）住民票（広域交付を含む。）及び戸籍謄抄本・戸籍附票の写しの交付

（変更後）住民票及び戸籍謄抄本・戸籍附票の写しの交付（広域交付を含む。）

○「国の教育ローン」の災害特例措置

①災害特例措置の内容 返済期間の削除

削除前：返済期間 １８年以内へ延長

削除理由：返済期間が特例措置に関わらず一律２０年になったため

②取扱期限

（変更前）令和７年３月３１日までの融資

（変更後）令和８年３月３１日までの融資

○申請窓口・問合せ先の変更（２３、２４）

（変更前）文化課文化政策係 カルチャーパレス１階事務室

（変更後）文化課文化財係 人吉城歴史館事務室

○こころの健康相談 LINE相談窓口の設置期限

※R7. 3. 31まで（削除）